

一宮町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

一宮町教育委員会教育長

竹之内 達生



一宮町教育委員会告示第2号

一宮町学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

一宮町英語検定料補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条中「「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会（以下「英語検定協会」という。）が実施する実用英語技能検定をいう」を「、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 英語検定 公益財団法人日本英語検定協会（以下「英語検定協会」という。）が実施する実用英語技能検定をいう。
- (2) 従来型 学校や公開会場で受験する英語検定をいう。

第3条第1号中「一宮町立中学校」の次に「（以下「一宮中学校」という。）」を加える。

第4条第1項中「補助金の交付額は、1回につき2,000円とする。」を「補助金の交付額は英語検定従来型の団体で受験（1次試験を準会場で実施し、2次試験を本会場で実施する方式）する検定料の2分の1の額とする。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1級及び準1級を受験する生徒は本会場での受験であるため、本会場の検定料

の2分の1の額とする。また、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

第5条第1項中「補助金の交付を申請しようとする生徒の保護者は、一宮町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（保護者用）（別記第1号様式）に検定料の支払を証する書類又は受験票の写し及び合格証明書の写しを添付して、一宮町教育委員会を經由し、町長に提出しなければならない。」を「補助金の交付を受けようとする生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、次の各項の規定に基づき、補助金の交付申請書に必要書類を添えて提出するものとする。」に改め、同条第2項中「補助金の交付の申請は、生徒の保護者の委任があれば、生徒が在籍する学校の校長が代理して当該中学校分を一括して行うことができる。」を「第3条第1項第1号に該当する申請者の交付申請は、次の各号のとおりとする。」に改め、同項後段を削り、同項第1号中「委任状（別記第3号様式）」を「申請者は、一宮町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に受験票の写し及び合格証明書の写しを添付し、一宮中学校を經由して、町長に提出する。」に改め、同項第2号中「英語検定受験者名簿」を「一宮中学校は、前号の申請があったときは、申請書を取りまとめ、速やかに町長に提出しなければならない。」に改め、同項第3号中「検定料の支払を証する書類又は受験票及び合格証明書」を「第3条第1項第2号に該当する申請者は、一宮町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に受験票の写し及び合格証明書の写しを添付し、町長に提出する。」に改める。

第6条第1項中「別記第4号様式又は別記第5号様式」を「別記第2号様式」に、「生徒の保護者又は校長に通知するものとする」を「当該申請者に通知し、併せて第3条第1項第1号に該当する者については一宮中学校長に報告するものとする」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 5 条）

年 月 日

一宮町長 様

申請者 (保護者)	ふりがな	
	保護者氏名	印
	住 所	
	電話番号	- - (日中連絡先) - -
	E-mail	

一宮町英語検定料補助金交付申請書兼請求書

年度一宮町英語検定料補助金について、一宮町英語検定料補助金交付要綱
第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 生 徒 名
学 校・学 年 中学校・ 年 組
受験級・検定料 級・ 円
2 交付申請額（請求額） 円

※英語検定従来型の団体受験（1 次試験を準会場で実施し、2 次試験を本会場で実施する方式・
1 級及び準 1 級は本会場で実施する方式）
検定料の 2 分の 1（100 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てた額）

3 添付書類 受験票の写し合格証明書の写し

4 補助金の振り込み先（申請者名義の口座情報を記入してください）

金融機関名	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	支店名	本・支店 本・支所 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	()		

2 補助金額 円

別記第5号様式を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。